

令和2年4月13日

千葉県新型コロナウイルス感染症対策本部

TEL 043-223-2315

緊急事態措置電話相談窓口の設置について

令和2年4月7日の緊急事態宣言を受け、千葉県では、外出の自粛要請に加えて、施設の使用制限（休業要請）を令和2年4月14日（火）午前0時から、5月6日（水）までの間、要請することといたしました。

千葉県からの要請等の内容や、県民・事業者の皆様からの疑問や不安にお応えするため、電話相談窓口を設置いたしました。

1 相談内容

新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく、措置の内容について

- ①外出自粛の要請
- ②施設等の使用制限（休業要請） 等

2 電話番号 043-223-2674

3 受付時間 平日 午前9時から午後5時まで

(注)

- ①新型コロナウイルス感染症に関する相談、感染の予防に関すること、心配な症状が出たときの対応などの相談等については、これまでどおり、
電話：0570-200-613（土日祝を含む、24時間対応）をお願いします。
- ②中小企業等の金融・経営に関する相談については、
（金融）043-223-2707、（経営）043-299-2907 をお願いします。
（いずれも平日 午前9時から午後7時まで、土日祝 午前9時から午後5時まで）